

【別表】一部負担還元金等の自己負担額

下記のいずれかに該当する場合

ア 70歳未満の被保険者及び被扶養者の場合

イ 70歳未満の被保険者と70歳以上74歳までの被扶養者の合算高額療養費に該当した場合

ウ 70歳以上74歳までの被保険者と70歳未満の被扶養者の合算高額療養費に該当した場合

区 分	自己負担額
標準報酬月額83万円以上	80,000円
標準報酬月額53～79万円	60,000円
標準報酬月額28～50万円	40,000円
標準報酬月額26万円以下	30,000円
低所得者	30,000円